

○答申項目の達成状況と今後の実施予定 (R4.12.27時点) R8での答申達成見込凡例 ○:達成 △:一部達成するが他は取組まない、目標に到達しないが取組む、取組むが一部未定等 ×:取組まない 未定:検討結果次第

区分	答申項目		実施に向けての行政の考え方と具体的な取組	ロードマップ(スケジュール) (R8は行革案の定める財政危機緊急対応期間)							R8での答申達成見込み	実施に当たった課題等		
	大項目	小項目		~R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9~				
第一次	職員数・人件費の削減	1	正規職員数の削減(→R8末=92名)	財政シミュレーションのとおり(早期退職者制度を活用し、R8末92名を計画。R4.4.1現在94名) 答申目標(92名)との差		94人	94人	93人	93人	93人	92人	○	予算査定中のため前シミュレーションの値を記入。確定後修正予定	
		2	正規職員の年齢構成の是正と昇格の厳格化	年齢構成は採用時に考慮する。昇格の厳格化は実施済み(R4当初の組織再編と人事異動でポストを削減済み)		昇格の厳格化は実施済み	年齢構成は採用時に考慮する。	→	→	→	→	○		
		3	会計年度任用職員人件費の削減(→R8=R2比10%程度削減)	財政シミュレーションのとおり(大幅な削減は困難)。協力隊など特別交付税措置される制度や特定財源のある制度を極力活用していく		256百万円	245百万円	242百万円	244百万円	246百万円	248百万円	△		
		4	人件費の削減(R8=R2比10%、1億円程度削減)	財政シミュレーションのとおり(R2→9で約54百万円△5.6%) R2比(○年度/R2年度250百万円)		102%	98%	97%	98%	98%	99%	△		
		5	育休職員の補充(会計年度任用職員の充当)	会計年度任用職員の充当で対応する		実施済み	→	→	→	→	→	○		令和4年12月現在 育休8名、療養休暇3名
	職員給料等の削減	6-1	正規職員給料等の減額(R4=一律5%削減)	削減しない		削減しない							×	
		6-2	管理職手当の削減(R4=50%削減)	削減しない		削減しない							×	
		7	会計年度任用職員報酬の減額(R4=一律2%削減)	削減しない		削減しない							×	
	組織体制の見直し	8	課の統合(R4=10課→8課)	R4年度に8課としたが業務量増加のためR5年度から9課とする		8課	9課	→	→	→	→	△		
		9	係の再編・統合	令和4年度に対応したが今後は業務内容により対応		実施済み	状況に応じ	→	→	→	→	○		
	早期退職制度	10	課・係の再編・統合に当たった留意点	④以外は実施		④以外は実施	→	→	→	→	→	△		
		11	早期退職者制度の実施(R4・R5の2年限り)	実施済み(R3~5)		実施済み(R3~5)	→	→	→	→	→	○		
	その他	12	業務の合理化・効率化の推進	実施済みの組織改編にて対応済み。また、DX戦略などにより対応する予定		実施済みの組織改編にて対応済み。また、DX戦略などにより対応する予定	→	→	→	→	→	○		
		13	公平な人事評価、人材の育成	人事評価制度や各種研修会にて対応		人事評価制度や各種研修会にて対応	→	→	→	→	→	○		
		14	互助会の公費負担の廃止	職員厚生性の柱であるため廃止しない		廃止しない							×	
		15	残業代・各種手当の検討	上司の管理の下、年間180時間の残業時間としている。(災害等は枠外として別途急急)		現状維持	→	→	→	→	→	○		
16		目標の確実な達成と検証	シミュレーションを更に精査し実現に向けて努力したい		シミュレーションを更に精査し実現に向けて努力したい	→	→	→	→	→	○			
第二次	附属機関	17	附属機関の統合	各担当課に指示し、方向性を検討している		各担当課にて随時検討	→	→	→	→	→	○		
		18	委員の任命数の削減(原則10人以下)	一部実施、実施予定(空家対策協議会、移住定住推進協議会、総合計画審議会) 各担当課に指示し、原則10人以下となるよう検討を進めている		委員会毎、改選時期に向けて原則10人以下となるよう検討	→	→	→	→	→	○		
	農業委員会	19-1	委員数の削減(次期改選R7=16人→14人)	各委員に時間を含めた活動の記録を依頼したので、活動の定量的把握を行い、来年度、各項目について一体的に検討する予定。当該団体からは定数を維持するよう要望がある。		活動内容把握調査	検討。結論出し	結果の反映	→	→	→	未定		
		19-2	委員等の報酬の検討(役割強化を踏まえて)	各委員に時間を含めた活動の記録を依頼したので、活動の定量的把握を行い、来年度、各項目について一体的に検討する予定。報酬については他市町村と比較するなどし検討したい。		〃	〃	〃	→	→	→	未定		
		20	農業委員会の機能強化、地域活動の強化	各委員に時間を含めた活動の記録を依頼したので、活動の定量的把握を行い、来年度、各項目について一体的に検討する予定。		〃	〃	〃	→	→	→	未定		
		21	地区割の再検討	〃		〃	〃	〃	→	→	→	未定		
		22	業務の効率化、実態把握	実態把握については各委員に時間を含めた活動の記録を依頼した。農地利用最適化推進会議と農業委員会総会の同日開催を検討(ただし人数が多くなるためコロナの感染拡大状況による)。		農地利用最適化推進会議と農業委員会総会を同日開催とする(ただし、コロナの拡大状況による)	→	→	→	→	→	○		
	議会	23	議員定数の削減(12人→10~11人)	池田町議会として、1人減の11人と決定した。全戸配布のアンケートを実施し、町民説明会も昼と夜の二回開催し、町民の意見をうかがった。今年度については議員協議会7回の中で検討した。12月定例会に議員発議により改正案を提出したい。(改正案を提出し議決した。)		議員定数12人	議員定数11人	→	→	→	→	○		
		24	議員報酬の増額	池田町議会としての取組み。議会は合議制であるので、議会として、現議員として、R4. 9月29日の議員協議会で報酬の改正は行わないことを決定した。									×	
		25	議会に対する町民の関心向上、機能強化	町民との意見交換会を幾度となく検討し新型コロナウイルス感染の状況で中止せざるをえなかった。感染の静まりと社会活動が再開され、10月5日に昼夜の二回開催した。今後も状況を判断し積極的に行っていく。また、議員各自による地域での議員活動も行っていく。		意見交換会二回開催	意見交換会適宜実施。各自、地域での議員活動を実施	→	→	→	→	○		
第三次	美術館	26	美術館の規模縮小(4部屋から半分、管理費用2千万以下)	規模縮小は行わない。創造館を併せて指定管理することにより、総合的な経費削減を図るとともに収蔵庫を始めとした空調整備更新、照明のLED化をすることにより電気料の削減を図る		規模縮小は行わない。創造館を併せて指定管理することにより、総合的な経費削減を図る	指定管理(委託料減額し実施)	→	→	指定管理者更新 → LED化改修し電気料削減	→	×		
		27	美術館の利活用の検討(R4中に複合施設として検討)	美術館は美術館として活用する		美術館は美術館として活用する							×	

区分	答申項目		実施に向けての行政の考え方と具体的な取組	ロードマップ(スケジュール) (R8は行革委の定める財政危機緊急対応期間)							R8での答申達成見込み	実施に当たっての課題等		
				～R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～				
第四次	公共施設全般	28	公共施設の必要性の検討、不要な普通財産の売却・貸付け等	個別施設計画にのっとり、不要かつ活用できる普通財産は、売却や貸付による有効活用を図る		不要かつ活用できる普通財産は、売却や貸付による有効活用を図る	→	→	→	→	→	○		
		29	個別施設計画の見直し等による最適な管理運営	会染保育園、小学校など現在懸案となっている施設の方向性を軸に随時見直ししていく		随時見直し	→	→	→	→	→	○		
		30	公共施設等整備基金の充実(庁舎建替えのための別途の基金の造成)	庁舎建替えは最優先課題とは考えていないため、別途の基金は造成せず、既存の公共施設等整備基金を充実させる									×	
		31	最適な管理運営方法(町の直営・業務委託・指定管理者制度等)、厳格な区分経理、客観的なモニタリングの実施	管理運営方法については契約更新等の節目で適宜考慮する。厳格な区分経理、モニタリングの実施については実施		管理運営方法は契約更新等の節目で適宜考慮。区分経理、モニタリングは実施	→	→	→	→	→	○		
		32	町による民間用地の借入の適法性の検討	47番にて回答。新規借入の際は適法性を遵守する		適法性を遵守する	→	→	→	→	→	○		
		33	文化・観光関連の公共施設のあり方に関する抜本的な見直し(移転を含む。)	適宜考慮する		適宜考慮する	→	→	→	→	→	○		
	保育園	34	(保育園児数の動向を見極めた上での)10年後を目途とする再編の検討	R3年度に会染保育園の方向性について出された答申を基に、町民の意見を聞きながら方向づけていく。	検討	→	方向性決定	方向性に沿った実現に向けての対応	→	新しい環境での園生活開始	→	×		
		35	必要最低限の改修(1億円程度)	同上	"	"	"	"	"	"	"	×		
		36	子育て支援の強化	現在取り組んでいる保小中連携、コミュニティ・スクールの活動を核に、地域の支援を頂きながら子育て支援を強化していく。		現在取り組んでいる保小中連携、コミュニティ・スクールの活動を核に、地域の支援を頂きながら子育て支援を強化していく。	→	→	→	→	→	○		
	小学校	37	(児童数の動向を見極めた上での)10年後を目途とする再編の検討	時期を見て検討する		時期を見て検討	→	→	→	→	→	△		
		38	会染小学校の延命化(再編の検討結果までの間)	同校の大規模改修は令和8年度から実施予定である						大規模改修実施		○		
	まちなかの賑わい拠点施設(シェアベースにぎわい)	39	独自事業との区分経理の厳格化、必要最小限の指定管理料の積算、客観的なモニタリングの実施	指定管理委託料は、施設の維持管理と業務実施に必要な額の積み上げにより金額を決定しているが、区分経理については今後、指定管理者と擦り合わせを行い精査していく。モニタリング調査等は毎年実施して確認する。		第2期指定管理公募・指定管理内容の検討、見直し	→	公募・指定管理内容の検討、見直し	第3期指定管理	→	第4期指定管理	○		
		40	まちなかの賑わい創出拠点としての位置付けの明確化、イベント業務委託のあり方の検討	イベント委託業務の見直しを行う。		事業継続委託事業の検討	→	検討結果に基づき事業実施	→	→	→	△		
	ハープセンター(西側地区)	41	観光拠点としての機能の充実化と観光協会との連携、ハープセンター全体としての一体感の連携	観光協会との連携強化を図っていくとともに、ハープセンター全体の一体感については、指定管理の期間が終わるR8以降に向けて検討	連携	→	→	→	R8指定管理検討、検討結果に基づき募集準備等	R8指定管理検討、検討結果に基づき募集	→	△		
		42	指定管理者制度の維持、客観的なモニタリングの実施	指定管理の期間が終わるR8以降に向けて検討。モニタリング調査は実施する。			調査実施	→	→	→	→	△		
		43	東西トイレの一体的な管理	西側トイレ維持管理は指定管理公募時の要項に掲げているため、指定管理の期間が終わるR8以降に向けて検討				→	→	→	→	→	未定	
	ハープガーデン(東側地区)	44-1	ハープガーデンのコンセプト明確化による業務委託内容の大幅な見直し、指定管理者制度の導入	「五感で楽しむハープガーデン」がコンセプト。来園者が、ハーブに触れ、体験し学んでもらい、町外の人だけでなく町民からも愛される施設。指定管理は西側の期間が終わるR8以降に向けて検討					→	→	→	→	未定	
		44-2	東西両地区を一体とした将来構想の検討	西側の指定管理の期間が終わるR8以降に向けて検討					→	→	→	→	未定	
		45	指定管理者制度導入の場合、独自事業との厳格な区分経理、必要最小限の指定管理料の積算、客観的なモニタリングの実施	指定管理者導入については西側の指定管理の期間が終わるR8以降に向けて検討。将来、指定管理となればモニタリングは必要					→	→	→	→	未定	
		46	不要な農地の返還、実勢価格を反映した借入料の引下げ	R4中に調整し、R5に改善		調整	改善	→	→	→	→	○		
	創造館	47	農地法等の法令順守、借入方法の見直し	R4中に調整し、R5に改善		調整	改善	→	→	→	→	○		
		48	町内外へのPR、貸し館主体の運営の継続と必要最低限の人員配置(臨時職員への変更)	美術館・創造館一体での指定管理により、経費の削減を図る	検討		指定管理の実施(美術館・創造館)	→	→	→	→	○		
	庁舎等	49	文化的活動の拠点としての一層の有効活用	指定管理の実施により、効果的な活用を目指す。	検討		指定管理の実施(美術館・創造館)	→	→	→	→	○		
		50	庁舎の建替計画に関する早急な検討、特定目的基金の計画的な造成(目標額・期限の明示)	今後20年、現庁舎を使用する。公共施設等整備基金の一部として積立てる		今後20年、現庁舎を使用する。公共施設等整備基金の一部として積立てる							×	
		51	職員駐車場(借地部分)の返還とその間までの職員による応分の負担、徒歩・自転車での通勤の奨励と近隣駐車場の利用	令和8年12月の契約更新時に返還する。それまでの手段については検討する		手段を検討	→	→	→	→	→	△		

区分	答申項目		実施に向けての行政の考え方と具体的な取組	ロードマップ(スケジュール) (R8は行革委の定める財政危機緊急対応期間)							R8での答申達成見込み	実施に当たっての課題等	
	大項目	小項目		～R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～			
第四次	社会教育系施設 保健・福祉施設	52	公共施設の役割の明確化、不要な公共施設の普通財産化・売却・貸付	適宜考慮する		適宜考慮する	→	→	→	→	→	○	
		53	旧教育会館＝書庫以外の用途への可能性の検討	検討中		検討	→	→	→	→	→	○	
		54	浅原六郎文学記念館＝広報の強化、利活用策の検討	小中学校と連携し、児童生徒の施設利用をさらに広げたい。また、県の元気づくり支援金を活用し作成した映像資料を広報等に役立てていく		小中学校と連携、映像資料活用	→	→	→	→	→	○	
		55	岡麓終焉の家＝整備と文化財としての用途の模索	最低限の修理を進めながら、用途について文化財保護委員会と継続的に検討していく		検討	→	→	→	→	→	○	
		56	金の鈴会館＝あり方に関する早急な検討開始	観光協会及び商工会と協議を行う。		検討	協議	協議結果実施	→	→	→	○	
	その他の施設・土地	57	遊休財産の有効活用策の検討と未活用財産の売却・貸付	池田北保育園は、地域住民の意向にも配慮しつつ、方向性を定める(撤去や売却の時期は未定)		適宜検討	→	→	→	→	→	○	
		58	交流センターかえて東側スペース＝活用策の検討	令和4年度中に購入または賃借希望者の募集を行う。		希望者募集	売却または貸付契約					○	
		59	会染西部地区ほ場整備創設非農用地＝町づくりに資する有効な活用プランの策定と議会・町民の合意形成	多目的広場として必要な機能を検討し、議会・町民の合意形成を図りながら整備を推進する。	施設概要検討・意見募集	施設概要の検討、県との調整、施設概要の公表	関係機関との調整、基本設計	国・県との調整、施設計画の公表	用地取得、農地法・都市計画法手続	測量、造成設計	設備・建築設計、工事	○	
	公共施設の使用料	60	現行使用料の維持	現行使用料の維持		現行使用料の維持	→	→	→	→	→	○	
		61	令和2年度の引上げ分の将来的な見直し、使用料の減免措置のあり方の検討	使用料は現行のとおりとする。減免の検討はする		減免の検討	減免制度を改定し実施	→	→	→	→	△	
62		入場料を徴収する興行等の特例措置の検討	現行使用料の維持		現行使用料の維持	→	→	→	→	→	○		
第五次	補助金の適正化	全般的な課題	63	補助金による政策誘導効果の発揮(政策目的を達成するためのインセンティブの付与)	調査、検討し適正なタイミングで是正する		現行	→	調査、検討	適正なタイミングで是正	→	→	未定
			64	補助金の算定根拠の明確化(特に補助割合)	調査、検討し適正なタイミングで是正する		現行	→	調査、検討	適正なタイミングで是正	→	→	未定
			65	補助金の縦割り運用から一体的な運用への転換	適宜考慮する。			移住、UIJについて窓口一本化	適宜考慮	→	→	→	○
		66・67	算定根拠の明確化、補助事業と独自事業の事業割合に見合った補助割合に基づく算定	適正な事業割合を決定するにあたり、他市町村の状況等を参考に、算出根拠を明確化する。また、町事業、社協事業の棚卸を行い、実施主体を明確にする。		調査	調査・検討・方針決定	調整	→	実施	→	未定	
		商工会	68	加盟事業者の減少に対応した事業規模の縮小	補助金の根拠等を精査し、金額及び内容の見直しに努める。		調整・検討	調整・検討	検討内容で運用	→	→	→	未定
	69		広域連携の促進、新事業の展開など事業規模の維持・増加	町は必要に応じて協力・支援する									
	観光協会等	70	イベント中心による事業からの脱却、事業の必要性・効果の精査と補助金の適正化	イベントだけでなく観光PRや情報発信にも力を入れた運営を行うよう観光協会と協力していく。補助金の内容精査も実施する。		調査・連携	→	→	→	→	→	未定	
		71	予算繰越し手続きの事務処理の厳格化	R4決算より、余剰分は町に返還する。		改善	→	→	→	→	→	○	
		72	観光協会の法人化に伴う独自財源の確保、同協会による方針・計画の策定と町による検証・議会報告	自主財源の確保について支援するとともに、町からの補助金に頼らない体制の構築について協力していく。		自主財源確保に向けた取り組み	→	→	→	→	→		
	事務・事業の見直し	デジタル化による変革(DX)の推進	73・74	デジタル化・DXの推進による効率的・効果的な事務運営の実行、基本計画の策定・公表	調査研究し、適宜推進する		適宜推進する	→	計画策定・実施	→	→	→	○
75			高齢者などのデジタル弱者への配慮	新システム導入の際はデジタル弱者へ配慮する。また、一般的なデジタル化対応については生涯学習講座にて対応する		生涯学習講座にて対応	→	→	→	→	→	○	
76			個人情報の保護、セキュリティの確保	研修を行うなどして個人情報の保護、セキュリティの確保に努める		研修等実施	→	→	→	→	→	○	
行政サービスの質の向上		77	町民目線に立った行政サービスの質の向上	研修を随時行い行政サービスの質の向上に努める		〃	→	→	→	→	→	○	
		78	理事者、管理者のマネジメント能力(統治遂行力)の向上	研修を随時行い管理者のマネジメント能力の向上に努める		〃	→	→	→	→	→	○	
		79	規律ある職場環境の実現	研修を随時行い規律ある職場環境の醸成に努める		〃	→	→	→	→	→	○	
		80	職務能力の向上(組織的な育成、デジタル人材の採用)	研修を随時行い職務能力の向上に努める		〃	→	→	→	→	→	○	
		81	地域住民との結びつきの強化(自治会/パートナー制度の積極的な活用、住民相談の改善)	住民ニーズを把握しつつ適切に対応していく		住民ニーズを把握しつつ適切に対応していく	→	→	→	→	→	○	
情報公開等の徹底		82	行政情報の積極的な公開	ホームページなどを使い積極的に公開していく		積極的な公開	→	→	→	→	→	○	
		83	情報公開の質の向上(ホームページの充実、自治会を通じた回覧・配布文書の内容の工夫)、積極的な情報開示	紙を減らし、ホームページの充実を図っていく		紙を減らし、ホームページの充実を図っていく	→	→	→	→	→	○	